

亀山市犯罪被害者等支援条例施行規則ここに公布する。

令和3年6月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第21号

## 亀山市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀山市犯罪被害者等支援条例（令和3年亀山市条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(特定犯罪被害となる障害の範囲)

第3条 条例第2条第3号の障害は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第6項に規定する障害（以下「障害」という。）とする。

(特定犯罪被害者等となる遺族の範囲)

第4条 条例第2条第4号の遺族は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「遺族」という。）とする。

(1) 特定犯罪被害者（特定犯罪行為により害を被った者をいう。以下同じ。）の死亡の時にあって、次のアからウまでのいずれかに該当する者

ア 特定犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及びこれに準ずる関係にあった者を含む。以下同じ。）

イ 特定犯罪被害者の収入によって生計を維持していた特定犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

ウ イに該当しない特定犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(2) 特定犯罪被害者の死亡の当時胎児であって、その後出生した特定犯罪被害者の子（その母が特定犯罪被害者の死亡の当時特定犯罪被害者の収入によって生計を維持していた場合に限る。）

(日常生活の支援に関する助成)

第5条 市長は、特定犯罪被害者等が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第7条の規定により、家事代行サービスの利用に要した費用に対する助成（以下「家事代行サービス費の助成」という。）、食事宅配サービスの利用に要した費用に対する助成（以下「食事宅配サービス費の助成」という。）及び一時保育（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業、同条第7項に規定する一時預かり事業、同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業等をいう。以下同じ。）の利用に要した費用に対する助成（以下「一時保育費の助成」という。）を行うものとする。

- (1) 特定犯罪被害に伴い病院等に通院又は入院するとき。
- (2) 特定犯罪被害に関する刑事手続、民事手続等に関与する必要があるため、警察、司法関係機関等に出向くとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

（家事代行サービス費の助成）

第6条 家事代行サービス費の助成の対象となる費用は、次に掲げる家事の代行を事業者から受けるために要した費用とする。ただし、特定犯罪被害の原因となった特定犯罪行為が行われた日から6か月以内に受けた代行に要した費用に限る。

- (1) 調理
- (2) 洗濯
- (3) 住居の掃除及び整理整頓
- (4) 生活必需品の買出し
- (5) 通院等の介助
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 家事代行サービス費の助成の額は、前項に規定する費用の総額とし、1時間当たり3,000円を限度とする。

3 家事代行サービス費の助成を受けることができる時間は、1時間を単位とし、当該時間の合計は、1の特定犯罪被害につき30時間を限度とする。

（食事宅配サービス費の助成）

第7条 食事宅配サービス費の助成の対象となる費用は、特定犯罪被害者等が居住する住宅に食事の配達を受けるために要した費用とする。ただし、特定犯罪被害の原因となった特定犯罪行為が行われた日から6か月以内に受けた配達に要した費用に限る。

2 食事宅配サービス費の助成の額は、前項に規定する費用の総額とし、1の特定犯罪被害につき30,000円に食事を必要とする者（特定犯罪被害者等及びこれらと生計を一にする者に限る。）の人数（4人を超える場合は、4人）を乗じて得た額を限度とする。

（一時保育費の助成）

第8条 一時保育費の助成の対象となる費用は、特定犯罪被害者等が監護する者（2人までに限る。）について一時保育を受けるために要した費用とする。ただし、特定犯罪被害の原因となった特定犯罪行為が行われた日から6か月以内に受けた一時保育に要した費用に限る。

2 一時保育費の助成の額は、前項に規定する費用の総額とし、1日当たり3,000円を限度とする。

3 一時保育費の助成を受けることができる一時保育の利用は、1の特定犯罪被害につき特定犯罪被害者等が監護する者ごとにそれぞれ5日間を限度とする。

（居住の安定に関する助成）

第9条 市長は、特定犯罪被害者等が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第8条の規定により、転居するために要した費用に対する助成（以下「転居費の助成」という。）及び特定犯罪被害者等が居住する賃貸住宅に係る家賃の助成（以下「家賃の助成」という。）を行うものとする。

（1）従前の住居又はその付近において特定犯罪被害にあったために、当該住居に居住し続けることが困難となったとき。

（2）特定犯罪行為により住居が滅失し、又は著しく損壊したために居住できなくなったとき。

（3）二次被害を受けたとき、又は再被害を受ける可能性のあるとき。

（4）市内において特定犯罪被害にあったが、やむを得ない事情により当該特定犯罪被害の原因となった特定犯罪行為が行われた時に居住していた賃貸住宅に継続して居住するとき。

（5）その他前4号に類する事由があり、市長が必要と認めたとき。

2 市長は、特定犯罪被害者等が居住する住居（市内に存する住居であって特定犯罪被害者等の生活の本拠地と認められるものに限る。）が犯罪現場となったときは、条例第8条の規定により、犯罪現場の清掃の利用に要した費用に対する助成（以下「特殊

清掃費の助成」という。)を行うことができる。

(転居費の助成)

第10条 転居費の助成の対象となる費用は、次に掲げる費用とする。ただし、特定犯罪被害の原因となった特定犯罪行為が行われた日以後最初の転居に要した費用であつて、同日から1年以内に負担することとなったものに限る。

- (1) 引越しに伴う運送費用及び荷造り等サービス費用
- (2) 新たな住居に入居する際に要する敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料及び保証料
- (3) その他市長が必要と認める費用

2 転居費の助成の額は、前項に規定する費用の総額とし、1の特定犯罪被害につき200,000円を限度とする。

(家賃の助成)

第11条 家賃の助成の対象となる費用は、特定犯罪被害の原因となった特定犯罪行為が行われた日から18か月以内かつ同日以後最初に転居した賃貸住宅に入居した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合は、その日の属する月)から6か月以内に発生した家賃(特定犯罪被害者等が居住する住宅に係る賃料、使用料その他居住の対価として家主に払う金銭をいい、その後、別の賃貸住宅に転居した場合にあっては、当該転居後に居住する住宅に係るこれらの金銭を含む。以下同じ。)とする。ただし、特定犯罪被害の原因となった特定犯罪行為が行われた日前から居住している賃貸住宅から転居することができないやむを得ない事情があると市長が認めるときは、同日から18か月以内かつこれを認めた日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合は、その日の属する月)から6か月以内に発生した家賃とする。

2 家賃の助成の額は、前項に規定する家賃の2分の1に相当する額とし、1か月当たり30,000円を限度とする。

(特殊清掃費の助成)

第12条 特殊清掃費の助成の対象となる費用は、犯罪現場となった居室等の血痕、吐しゃ物、排せつ物等の除去、消毒、消臭等に係る清掃に要した費用とする。ただし、警察機関が行う捜査上、犯罪現場の保存の必要性を欠くようになってから30日以内に発生した費用に限る。

2 特殊清掃費の助成の額は、前項に規定する費用の総額とし、1の特定犯罪被害につ

き300,000円を限度とする。

(日常生活支援等助成の対象者)

第13条 前8条の規定による助成(以下「日常生活支援等助成」という。)を受けることができる特定犯罪被害者等は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 特定犯罪被害の原因となった特定犯罪行為が行われた時において、市に住所を有する者(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条の規定により、市の住民基本台帳に記録されている者をいう。以下同じ。)又は市の住民基本台帳に記録されていないことについてやむを得ない事情があると市長が認めた者
- (2) 日常生活を円滑に営み、又は居住の安定を図る上で、それらに係る費用を負担する者
- (3) 次のいずれかに該当する者

ア 特定犯罪行為により重傷病又は障害を負った者

イ 死亡した特定犯罪被害者の遺族

(遺族に対する日常生活支援等助成)

第14条 日常生活支援等助成を遺族に対して行う場合は、1の遺族について行うものとし、1の遺族が日常生活支援等助成を受けたときは、前条の規定にかかわらず、当該遺族以外の遺族には日常生活支援等助成を行わないものとする。この場合において、日常生活支援等助成を受けるべき遺族(以下「日常生活支援等助成遺族」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 第4条第1項第1号アに掲げる者があるときは、当該者
- (2) 第4条第1項第1号アに掲げる者がいないときは、同号イに掲げる者のうち、次に掲げる者
  - ア 特定犯罪被害者の子(特定犯罪被害者が死亡した後に出生した子を含む。以下この号及び次号において同じ。)があるときは、当該者
  - イ 特定犯罪被害者の子がないときは、特定犯罪被害者の父母
  - ウ 特定犯罪被害者の子及び父母がないときは、特定犯罪被害者の孫
  - エ 特定犯罪被害者の子、父母及び孫がないときは、特定犯罪被害者の祖父母
  - オ 特定犯罪被害者の子、父母、孫及び祖父母がないときは、特定犯罪被害者の兄弟姉妹
- (3) 第4条第1項第1号ア及びイに掲げる者がいないときは、同号ウに掲げる者のうち、

次に掲げる者

ア 特定犯罪被害者の子があるときは、当該者

イ 特定犯罪被害者の子がないときは、特定犯罪被害者の父母

ウ 特定犯罪被害者の子及び父母がないときは、特定犯罪被害者の孫

エ 特定犯罪被害者の子、父母及び孫がないときは、特定犯罪被害者の祖父母

オ 特定犯罪被害者の子、父母、孫及び祖父母がないときは、特定犯罪被害者の兄弟姉妹

2 前項の場合において、日常生活支援等助成遺族が2人以上あるときは、これらの者のうちから市長が適当と認める者1人を日常生活支援等助成遺族の代表と定め、その者に日常生活支援等助成を行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、特定犯罪被害者を故意に死亡させ、又は特定犯罪被害者の死亡によって日常生活支援等助成遺族となる者を故意に死亡させた者は、日常生活支援等助成遺族としない。

(日常生活支援等助成の申請)

第15条 日常生活支援等助成を受けようとする者(以下この条及び次条において「申請者」という。)は、亀山市日常生活支援等助成申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該各号に掲げる書類のうち、添付が必要でないとして市長が認めたものについては、これを省略することができる。

(1) 特定犯罪被害申告書(様式第2号)

(2) 支給の対象となる費用の支払を証明する領収書の写し又はこれに準ずる書類

(3) 次のア及びイに掲げる区分に応じ、当該ア及びイに定める書類

ア 特定犯罪被害者が申請する場合 次に掲げる書類

(ア) 重傷病又は障害に該当することが証明できる医師の診断書(受傷日、療養期間、入院日数(精神疾患に係るものについては、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができない旨)及び傷病名並びに障害にあつては、障害等級が明記されているものに限る。)

(イ) 住民票の写しその他特定犯罪被害者の原因となった特定犯罪行為が行われた時において市に住所を有する者であることを証明する書類(市の住民基本台帳に記録されていないことについてやむを得ない事情があると市長が認めた者に

あつては、その事情を認めることができる書類)

(ウ) 盗難被害届出証明書、交通事故証明書その他特定犯罪被害にあった事実を認めることができる書類

(エ) その他市長が必要と認める書類

イ 日常生活支援等助成遺族が申請する場合 次に掲げる書類

(ア) 特定犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該特定犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し

(イ) 申請者である日常生活支援等助成遺族の住民票の写しその他特定犯罪被害の原因となった特定犯罪行為が行われた時において市に住所を有する者であることを証明する書類（市の住民基本台帳に記録されていないことについてやむを得ない事情があると市長が認めた者にあつては、その事情を認めることができる書類）

(ウ) 申請者である日常生活支援等助成遺族の戸籍の謄本その他申請者の氏名及び生年月日並びに申請者と死亡した特定犯罪被害者との続柄を証明する書類

(エ) 申請者である日常生活支援等助成遺族が死亡した特定犯罪被害者の配偶者のうち婚姻届を提出していない者である場合にあつては、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者又はこれに準ずる関係にあつた者である事実を認めることができる書類

(オ) 申請者が配偶者以外者である場合にあつては、前条第1項の規定による先順位（以下「先順位」という。）で助成を受けるべき遺族の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本その他申請者が日常生活支援等助成遺族であることを証明する書類

(カ) 申請者が第4条第1号イ又は同条第2号に掲げる者である場合にあつては、特定犯罪被害の原因となった特定犯罪行為が行われた時において特定犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類

(キ) 日常生活支援等助成遺族が2人以上ある場合にあつては、日常生活支援等助成代表者申出書（様式第3号）

(ク) 盗難被害届出証明書、交通事故証明書その他特定犯罪被害にあった事実を認めることができる書類

(ケ) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、申請を行うべき者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により日常生活等支援助成の申請ができない場合は、当該申請を行うべき者の法定代理人がこれを行うものとする。この場合において、当該法定代理人は、法定代理人であることを証明する書類を提示しなければならない。

3 第1項の規定による申請は、第5条から第8条までの規定による助成にあつては特定犯罪被害のあった日から起算して1年を経過する日までに、第9条から第12条までの規定による助成にあつては特定犯罪被害のあった日から起算して2年を経過する日までに行わなければならない。ただし、期限までに申請できないことについてやむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(日常生活支援等助成の決定)

第16条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、助成することを決定したときは、亀山市日常生活支援等助成決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するとともに、当該決定に係る助成を行い、助成しないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(精神的被害からの回復のためのカウンセリングの提供)

第17条 市長は、特定犯罪被害者等が受けた精神的被害の回復及び軽減を図るために必要と認めるときは、条例第9条の規定により、関係機関等と連携し、カウンセリングを提供するものとする。

2 前項の規定によるカウンセリング(以下「カウンセリング」という。)の対象となる者は、特定犯罪被害者及びその2親等以内の親族とする。

3 カウンセリングは、1の特定犯罪被害者について4人を限度とし、1人当たり5回を限度として無償で提供する。

4 前項の規定にかかわらず、特定犯罪被害者等が希望するときは、前項の人数又は回数を超えてカウンセリングを提供することができる。この場合において、カウンセリングに要する費用は、カウンセリングを受ける特定犯罪被害者等が負担する。

5 カウンセリングは、特定犯罪被害のあった日から1年以内に初回の相談の希望があつたものに対し、継続して提供するものとする。ただし、期限までに初回の相談を希望することができないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

6 カウンセリングの提供における関係機関等との連携に関し必要な事項は、別に定め



る。

(支援金の種類)

第18条 条例第10条の規定による支援金は、特定犯罪行為により死亡した者の遺族に対する給付金（以下「遺族支援金」という。）及び医師の診断により重傷病又は障害と診断された特定犯罪被害者に対する給付金（以下「重傷病等支援金」という。）とする。

2 遺族支援金の給付対象者及び給付額は、次のとおりとする。

(1) 給付対象者 特定犯罪被害者の遺族（重傷病等支援金の給付を行った後に死亡した者の遺族を含む。）であって、特定犯罪被害の原因となった特定犯罪行為が行われた時において、市に住所を有する者

(2) 給付額 30万円

3 重傷病等支援金の給付対象者及び給付額は、次のとおりとする。

(1) 給付対象者 特定犯罪被害者であって、特定犯罪被害の原因となった特定犯罪行為が行われた日において、市に住所を有する者

(2) 給付額 10万円

4 前2項の規定にかかわらず、同一の世帯において給付対象者が複数いる場合又は給付対象者が複数の支援金の給付を受ける場合は、支援金の給付額の総額は、30万円を限度とする。

5 第14条の規定は、遺族支援金の給付について準用する。この場合において、同条中「日常生活支援等助成」とあるのは「遺族支援金の給付」と、「前条」とあるのは「第18条第2項」と、「日常生活支援等助成遺族」とあるのは「遺族支援金給付遺族」と読み替えるものとする。

(支援金の申請)

第19条 遺族支援金の給付を受けようとする者（以下この条及び第21条において「申請者」という。）は、亀山市特定犯罪被害者等支援金（遺族支援金）給付申請書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該各号に掲げる書類のうち、添付が必要でない市長が認めたものについては、これを省略することができる。

(1) 特定犯罪被害申告書（様式第2号）

(2) 特定犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該特定犯罪被害者の死亡の事

実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し

- (3) 申請者である遺族支援金給付遺族の住民票の写しその他特定犯罪被害の原因となった特定犯罪行為が行われた時において市に住所を有する者であることを証明する書類
- (4) 申請者である遺族支援金給付遺族の戸籍の謄本その他申請者の氏名及び生年月日並びに申請者と死亡した特定犯罪被害者との続柄を証明する書類
- (5) 申請者である遺族支援金給付遺族が死亡した特定犯罪被害者の配偶者のうち婚姻届を提出していない者である場合にあつては、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者又はこれに準ずる関係にあつた者である事実を認めることができる書類
- (6) 申請者が配偶者以外の者である場合にあつては、先順位で給付を受けるべき遺族の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本その他申請者が遺族支援金給付遺族であることを証明する書類
- (7) 申請者が第4条第1号イ又は同条第2号に掲げる者である場合にあつては、特定犯罪被害の原因となった特定犯罪行為が行われた時において特定犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
- (8) 遺族支援金給付遺族が2人以上ある場合にあつては、遺族支援金受給代表者申出書（様式第6号）
- (9) 盗難被害届出証明書、交通事故証明書その他特定犯罪被害にあつた事実を認めることができる書類
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 重傷病等支援金の給付を申請しようとする場合は、亀山市特定犯罪被害者等支援金（重傷病等支援金）給付申請書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、当該各号に掲げる書類のうち、添付が必要でないと市長が認めたものについては、これを省略することができる。

- (1) 特定犯罪被害申告書（様式第2号）
- (2) 重傷病又は障害に該当することが証明できる医師の診断書（受傷日、療養期間、入院日数（精神疾患にかかるものについては、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができない旨）及び傷病名並びに障害にあつては、障害等級が明記されているものに限る。）
- (3) 住民票の写しその他特定犯罪被害の原因となった特定犯罪行為が行われた時にお

いて市に住所を有する者であることを証明する書類

(4) 盗難被害届出証明書、交通事故証明書その他特定犯罪被害にあった事実を認めることができる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の規定による申請は、申請を行うべき者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により支援金の給付の申請ができない場合は、当該申請を行うべき者の法定代理人がこれを行うものとする。この場合において、当該法定代理人は、法定代理人であることを証明する書類を提示しなければならない。

(支援金の申請期限)

第20条 前条の規定による申請は、特定犯罪被害を知った日から起算して2年を経過する日又は特定犯罪被害の原因となった特定犯罪行為が行われた日から起算して7年を経過する日までに行わなければならない。ただし、期限までに申請できないことについてやむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(支援金の給付の決定)

第21条 市長は、第19条の申請があったときは、その内容を審査し、支援金を給付することを決定したときは、亀山市特定犯罪被害者等支援金給付決定通知書(様式第8号)により申請者に通知するとともに、当該決定に係る支援金の給付を行い、支援金を給付しないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(支援の制限)

第22条 市長は、次の各号に掲げる場合に、特定犯罪被害者等に対する支援を制限することができる。

(1) 特定犯罪被害の原因となった特定犯罪行為が行われた時において、特定犯罪被害者又は日常生活支援等助成遺族と加害者との間に親族関係(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及びこれに準ずる関係にあった者を含む。)があったとき。ただし、特定犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。

(2) 特定犯罪被害の原因となった特定犯罪行為が、特定犯罪被害者が容認したものであったときその他特定犯罪被害者にもその責めに帰すべき行為であったとき。

(3) 特定犯罪被害者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又はその者若しくは同条第2号に規定する暴力団に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であったとき。

(4) 第3号に掲げる場合のほか、特定犯罪被害者等と加害者との関係その他の事から判断して、日常生活支援等助成及び支援金の給付を行うことが社会通念上適切ではないと認められるとき。

(日常生活支援等助成等の決定の取消し)

第23条 市長は、日常生活支援等助成又は支援金の給付の決定を受けた者が、次の各号に該当することが判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

(1) 条例及びこの規則に規定する日常生活支援等助成又は支援金の給付を受ける資格がないと判明したとき。

(2) 日常生活支援等助成又は支援金の給付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるとき。

(3) 前条の規定により、特定犯罪被害者等に対する支援を制限することとしたとき。

(その他)

第24条 市長は、この規則に定めるもののほか、犯罪被害者等支援に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第15条関係）

亀山市日常生活支援等助成申請書  
（家事代行サービス・食事宅配サービス・一時保育・転居・家賃・特殊清掃）

亀山市長 様

年 月 日

（申請者）

住 所

氏 名

※署名しない場合は記名押印をお願いします。

生年月日

連絡先

日常生活支援等（家事代行サービス・食事宅配サービス・一時保育・転居・家賃・特殊清掃）の助成を受けたいので、次のとおり必要な書類を添えて申請します。

1 特定犯罪被害の原因となった特定犯罪行為が行われた日及び場所

年月日 年 月 日

場 所

2 特定犯罪被害者の住所及び氏名

住 所

氏 名

3 特定犯罪被害者の状態

4 特定犯罪被害者と加害者との親族関係

なし あり（ ）



## 添付書類

### (共通)

- 特定犯罪被害申告書（様式第2号）
- 支給の対象となる費用の支払を証明する領収書の写し又はこれに準ずる書類

### (1) 特定犯罪被害者が申請する場合

- 重傷病又は障害に該当することが証明できる医師の診断書  
診断書には、受傷日、療養期間、入院日数及び傷病名が明記されていること。ただし、精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができない旨が明記されていること。また、障害に係るものについては、国家公安委員会規則で定める障害等級に該当する旨が明記されていること。
- 特定犯罪被害の原因となる特定犯罪行為が行われた時において亀山市に住所を有する者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めた者にあつては、その事情を認めることができる書類
- 盗難被害届出証明書、交通事故証明書その他特定犯罪被害にあった事実を認めることができる書類
- 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

### (2) 遺族が申請する場合

- 特定犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該特定犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- 申請者が、特定犯罪被害の原因となる特定犯罪行為が行われた時において亀山市に住所を有する者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めた者にあつては、その事情を認めることができる書類
- 申請者の氏名及び生年月日並びに申請者と特定犯罪被害者との続柄を証明する書類（戸籍の謄本又は抄本等）
- 申請者が死亡した特定犯罪被害者の配偶者のうち婚姻届を提出していない者である場合にあつては、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者又はこれに準ずる関係にあつた者である事実を認めることができる書類（住民票の写し、特定犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等）
- 申請者が配偶者（婚姻届を提出していない者である場合にあつては、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者又はこれに準ずる関係にあつた者を含む。）以外の者である場合にあつては、助成を受けるべき遺族であることを証明する書類（先順位で助成を受けるべき遺族の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）
- 申請者が特定犯罪被害者の収入により生計を維持していた遺族である場合にあつては、特定犯罪被害の原因となった特定犯罪行為が行われた時において特定犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
- 助成を受けるべき遺族が2人以上ある場合にあつては、日常生活支援等助成代表者申出書（様式第3号）
- 盗難被害届出証明書、交通事故証明書その他特定犯罪被害にあった事実を認めることができる書類
- 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

※ 添付した書類の□にレ点を付けてください。

※ 法定代理人による申請を行う場合は、法定代理人であることを証明する書類を提示してください。

様式第2号（第15条関係）

## 特 定 犯 罪 被 害 申 告 書

1 特定犯罪被害者

住 所

氏 名 生年月日 年 月 日生

2 加害者（判明している場合のみ記載）

住 所

氏 名 （ 歳）

3 特定犯罪被害の原因となった特定犯罪行為が行われた日及び場所

年 月 日 年 月 日

場 所

4 被害の状況（警察に届け出た内容等）

5 特定犯罪被害に係る罪名（判明している場合のみ記載）

6 事件捜査担当警察署

都道府県 警察署

7 情報提供の同意

私（申告者）は、日常生活支援等助成及び支援金の給付に必要な限度において、市職員が、警察等関係機関の保有する情報について調査することに同意します。

（申告者）

住 所

氏 名 （署名）



亀山市長 様

代表者 住 所  
氏 名

※署名しない場合は記名押印をお願いします。

特定犯罪被害者との続柄（ ）  
連絡先

日常生活支援等助成代表者申出書

私は、日常生活支援等助成を受けるべき遺族を代表し、日常生活支援等助成を受ける者に指定されたので申し出ます。

なお、この申出後に、新たに日常生活支援等助成を受けるべき遺族となる者が判明した場合には、代表者の責任において解決いたします。

記

私（私たち）は、上記代表者が日常生活支援等助成を受ける者となることに同意します。

| 日常生活支援等助成を受けるべき遺族（上記代表者を除く。）の署名 | 特定犯罪被害者との続柄 | 住 所 | 連 絡 先 |
|---------------------------------|-------------|-----|-------|
|                                 |             |     |       |
|                                 |             |     |       |
|                                 |             |     |       |
|                                 |             |     |       |
|                                 |             |     |       |

日常生活支援等助成を受けるべき者のうち、次の者については、署名することができないので、その理由（未成年者、所在不明等）を申し出ます。

| 署名することができない者の氏名 | 特定犯罪被害者との続柄 | 署名することができない理由 |
|-----------------|-------------|---------------|
|                 |             |               |
|                 |             |               |

様

亀山市長 印

### 亀山市日常生活支援等助成決定通知書

年 月 日付けで申請のあった日常生活支援等助成について、次のとおり決定しましたので、亀山市犯罪被害者等支援条例施行規則第16条の規定により下記のとおり通知します。

#### 記

|          |           |   |
|----------|-----------|---|
| 助成の種類及び額 | 家事代行サービス費 | 円 |
|          | 食事宅配サービス費 | 円 |
|          | 一時保育費     | 円 |
|          | 転居費       | 円 |
|          | 家賃        | 円 |
|          | 特殊清掃費     | 円 |
|          | 合計        | 円 |

※偽りその他不正の手段により助成を受けた場合又は助成を受ける資格がないと判断した場合は、当該助成により支給した助成金の返還を求められます。

様式第5号（第19条関係）

亀山市特定犯罪被害者等支援金（遺族支援金）給付申請書

年 月 日

亀山市長 様

申請者（給付対象者）

住 所

氏 名

※署名しない場合は記名押印をお願いします。

生年月日 年 月 日

連絡先

遺族支援金の給付を受けたいので、次のとおり必要な書類を添えて申請します。

1 特定犯罪被害の原因となった特定犯罪行為が行われた日及び場所

年月日 年 月 日

場 所

2 特定犯罪被害者の住所及び氏名

住 所

氏 名

3 特定犯罪被害者との続柄

配偶者  子  父母  孫  祖父母  兄弟姉妹  その他（ ）

4 特定犯罪被害者と加害者との親族関係

なし  あり（ ）



## 添付書類

- 特定犯罪被害申告書（様式第2号）
- 特定犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該特定犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- 申請者が、特定犯罪被害の原因となった特定犯罪行為が行われた時において、亀山市内に住所を有していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
- 申請者の氏名及び生年月日並びに特定犯罪被害者との続柄を証明する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- 申請者が死亡した特定犯罪被害者の配偶者のうち婚姻届を提出していない者である場合にあつては、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者又はこれに準ずる関係にあつた者であると認めることができる書類（住民票の写し、特定犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等）
- 申請者が配偶者（婚姻届を提出していない者である場合にあつては、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者又はこれに準ずる関係にあつた者を含む。）以外の者である場合にあつては、給付を受けるべき遺族であることを証明する書類（先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）
- 申請者が特定犯罪被害者の収入により生計を維持していた遺族である場合にあつては、特定犯罪被害の原因となった特定犯罪行為が行われた時において、特定犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
- 遺族支援金の給付を受けるべき遺族が2人以上ある場合にあつては、遺族支援金受給代表者申出書（様式第6号）
- 盗難被害届出証明書、交通事故証明書その他特定犯罪被害にあつた事実を認めることができる書類
- 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

※添付した書類の□にレ点を付けてください。

※法定代理人によって代理申請する場合は、上記書類のほか、法定代理人であることを証明する書類を提示してください。

亀山市長 様

代表者 住 所  
氏 名  
特定犯罪被害者との続柄（ ）  
連絡先

**遺族支援金受給代表者申出書**

私は、遺族支援金の給付を受けるべき遺族を代表し、遺族支援金を受給する者に指定されたので申し出ます。

なお、この申出後に、新たに遺族支援金の給付を受けるべき遺族となる者が判明した場合には、代表者の責任において解決いたします。

記

私（私たち）は、上記代表者が遺族支援金を受給する者となることに同意します。

| 遺族支援金の給付を受けるべき遺族（上記代表者を除く。）の署名 | 特定犯罪被害者との続柄 | 住 所 | 連 絡 先 |
|--------------------------------|-------------|-----|-------|
|                                |             |     |       |
|                                |             |     |       |
|                                |             |     |       |
|                                |             |     |       |
|                                |             |     |       |

遺族支援金の給付を受けるべき者のうち、次の者については、署名することができないので、その理由（未成年者、所在不明等）を申し出ます。

| 署名することができない者の氏名 | 特定犯罪被害者との続柄 | 署名することができない理由 |
|-----------------|-------------|---------------|
|                 |             |               |
|                 |             |               |

様式第7号（第19条関係）

亀山市特定犯罪被害者等支援金（重傷病等支援金）給付申請書

年 月 日

亀山市長 様

申請者（給付対象者）

住 所

氏 名

※署名しない場合は記名押印をお願いします。

生年月日 年 月 日

連絡先

重傷病等支援金の給付を受けたいので、次のとおり必要な書類を添えて申請します。

1 特定犯罪被害の原因となった特定犯罪行為が行われた日及び場所

年月日 年 月 日

場 所

2 負傷、疾病又は障害の状況

3 特定犯罪被害者と加害者との親族関係

なし  あり（ ）

4 確約事項

重傷病等支援金の給付の申請に当たり、次の事項について確約します。

(1) 特定犯罪被害者が特定犯罪被害の原因となった特定犯罪行為を容認するなど、当該特定犯罪被害者の責めに帰すべき行為はありません。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に協力し、又は関与する等、これらの者と密接な関係はありません。

(4) 助成を受けた後に亀山市犯罪被害者等支援条例施行規則第23条各号に該当することが判明し、助成の取消しを受けたときは、当該助成により支給された助成金を速やかに返還いたします。

5 代理申請

代理申請をする理由

( )

(法定代理人)

住 所

氏 名

※署名しない場合は記名押印をお願いします。

生年月日 年 月 日

連絡先

6 支援金の振込先

| 申請金額     | 円  |
|----------|--|
| 希望する受取方法 | <input type="checkbox"/> 口座振込<br>名義人氏名：<br>金融機関名： 銀行 支店・出張所<br>口座番号： <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 |
|          | <input type="checkbox"/> 市役所窓口での受領   |

※該当する項目のにレ点を付けてください。



## 添付書類

- 特定犯罪被害申告書（様式第2号）
  
- 重傷病又は障害に該当することが証明できる医師の診断書  
診断書には、受傷日、療養期間、入院日数及び傷病名が明記されていること。ただし、精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができないことを明記すること。また、障害に係るものについては、障害等級が明記されていること。
  
- 特定犯罪被害の原因となった特定犯罪行為が行われた時において、亀山市内に住所を有していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
  
- 盗難被害届出証明書、交通事故証明書その他特定犯罪被害にあった事実を認めることができる書類
  
- 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

※添付した書類の□にレ点を付けてください。

※法定代理人によって代理申請する場合は、上記書類のほか、法定代理人であることを証明する書類を提示してください。

様式第8号（第21条関係）

亀山市指令亀 第 号  
年 月 日

様

亀山市長 印

## 亀山市特定犯罪被害者等支援金給付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった亀山市特定犯罪被害者等支援金（遺族支援金・重傷病等支援金）の給付について、次のとおり給付することを決定しましたので、通知します。

### 1 支援金の種類

### 2 支援金の額

金 円

※偽りその他不正の手段により支援金の給付の決定を受けた場合又は給付を受ける資格がないと判明した場合は、当該支援金の返還を求められます。